## 地方自治体における社会福祉財政の現状と課題

## A Study of Social Welfare Finance in Japanese Local Government

# 大 藪 元 康 Motoyasu OYABU

#### 要旨:

オイルショック以降の財政状況の悪化により、「福祉見直し論」が強調された。これと合わせて、社会福祉財政については、1980年代後半、国庫補助負担金の補助率削減の影響を受けている。さらに、2000年代にはいると、社会福祉基礎構造改革に伴い、社会福祉サービスの提供のあり方そのものに大きな変化が生じた。また、2004年度から2006年度までの「三位一体の改革」により、社会福祉財政も含めて国・地方自治体の関係に大きな変化が生じた。

本研究ノートにおいては、三位一体改革における変化によって、社会福祉サービスにどのような影響があるかを考察した。この結果多くの領域で、地方分権化の流れの中で、住民が地域福祉の推進について意識的にとりくまないと、自治体間格差を生じることが危惧される。

キーワード: 社会福祉財政 三位一体の改革 国庫補助金

## 1. 研究の目的

日本の財政は、オイルショック以降赤字続きの状況で ある。これに伴い、社会福祉制度については、「福祉見 直し論」が強調された。また、社会福祉財政については、 1980年代後半の国庫補助負担金の補助率削減の影響を 受けた。2000年代にはいると、社会福祉基礎構造改革 に伴い、社会福祉サービスの提供のあり方そのものに大 きな変化が生じた。さらに、2004年度から2006年度 までの「三位一体の改革」により、社会福祉財政も含め て国・地方自治体の関係に大きな変化が生じた。地域福 祉の推進が市町村単位で進められる中, 社会福祉財政に 関して取り上げられることはあまりない。社会福祉関係 補助金が一般財源化されたことにより、地方交付税制度 が重要になってくるといえる。本稿では、わが国におけ る地方自治体の社会福祉財政について、1980年代後半 の国庫補助負担金削減に触れたうえで, 国庫補助負担金 の現状と「三位一体の改革」について述べ、今後の課題 を明確にする。

## 2. 1980年代後半の国庫補助負担金の削減

1990年に、社会福祉関係八法改正が行われ、在宅サービスが法定化されるともに、サービス提供については、市町村への一元化が進められた。

これよりも前,1985年度予算より,国庫補助負担金の補助率引き下げが行われていた。同年度には,生活保護費補助金,施設入所に係る費用などの社会福祉施設保護費補助金の補助率が,10分の8から10分の7に削減されている。さらに,1986年から88年の3年間に限る

形で、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、当時の名称での精神薄弱者更生援護施設(当時)などへの措置に係る補助金の補助率は10分の5にまで引き下げられた上で、継続されることとなった。この後、この補助率は一部引き上げられ、現在に至っている。

当時の議論としては、社会福祉の拡充に関する国家責任という視点から国庫補助負担金の削減に対しては、批判的な考察が見られるが、財政的な側面から見れば、一般財源化したといえ、財源が不足している場合には、地方交付税で手当てされることになっている。地方自治体によっては、一般財源化によって、社会福祉関係の歳出が減額になってしまうことが問題となることが考えられる。

## 3. 三位一体の改革と社会福祉財政

## (1) 社会福祉基礎構造改革と三位一体の改革

2000年に社会福祉事業法の社会福祉法への改正を柱とした「社会福祉基礎構造改革」が実施された。社会福祉サービスについては、1990年代より供給主体の多元化が進められていたが、より積極的に「社会福祉事業の充実・活性化」が掲げられ、民間事業者の参入が位置づけられることになった。また、「地域福祉の推進」を掲げ、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」、「社会福祉に関する活動を行う者」のみならず、「地域住民」を地域福祉推進の担い手として位置づけた。このことは、地方自治における「住民自治」と密接に関係するものと考えられる。

地方自治体の行財政運営は、住民が選挙を通して選出 した議員と首長が行うこととなっている。住民は、自ら が選んだ代表がどのような行財政運営を行っているかを 見定める必要があるといえる。しかし、住民は地方自 治体の運営にはあまり関心を持たない傾向にあるといえ る。しかし、国庫補助負担金の見直しで、地方自治体の 裁量が広がることは、地域住民の関わりが求められてい ることであるといえる。社会福祉領域については、社会 福祉法第4条によってより明確に住民の関わりが求められているといえる。

2004年から2006年にかけて、「三位一体の改革」が 実施された。国・地方自治体の歳入の伸び悩みの中で、 地方自治体の財政構造に変化が見られる。

「三位一体の改革」については、①国庫補助負担金削減、②国から地方自治体への税源移譲、③地方交付税制度の見直しという3つの見直しを同時に行うことから、このような名称が用いられている。

## (2) 国庫補助負担金の評価と課題

三位一体改革以前の国庫補助負担金については、地方六団体が、2005年4月に出した「国庫補助負担金制度に関する共同調査結果の結果について」において、その実態について見ることができる。この調査は、2004年度において交付されているすべての補助金について、47都道府県、100市、94町村に対して行われた調査である。国庫補助負担金の特徴について、この報告書では以下の6点が示されている(引用:地方六団体「国庫補助負担金制度に関する共同調査結果の結果について」、p1)1。

- 1 全国一律・画一的な補助基準が設定され、地域の 実情にあった対応が困難
- 2 省庁の縦割りの弊害により地域の実情にあった対 応が困難
- 3 国による過剰な干渉により効率的な事業実施が妨げられている
- 4 煩雑な事務手続きにより効率的な事業実施が妨げ られている
- 5 地方の創意工夫によるコスト縮減のインセンティ ブが働かない
- 6 国の内示,交付決定,支払時期等の遅延により事 務執行に支障を来している

ここで注目できるのは「地域の実情にあった対応が困難」、ということとコスト縮減も含めた「効率的な事業実施が妨げられている」という2点である。特に社会福祉サービスに関しては、地域の実情の応じて事業が展開できないと住民のニーズに十分応えられないといえる。

次に社会福祉関係補助金について,主に地域福祉関係の補助金について「地域の実情にあった対応が困難」に該当する意見を抽出し,社会福祉サービスの提供に関してどのような課題があるのかを見ておこう<sup>2</sup>。

在宅福祉事業費補助金について、次のような意見が挙げられている。

「在宅介護支援センターの要件が一律であり,担当区域内の業務量に応じた適切な配置むずかしい。」(同報告書,p11)

「介護予防・地域支えあい事業については,国から実施要綱が示され,都道府県および市町村はその要綱に基づいて事業を実施しており,要綱に合致していない事業は市町村等の独自の事業となっている。」(同報告書,p11)

一律に補助金を出すことは、公平であるともいえるが、業務量に応じて職員を配置できないというのは、地域の実態に即していないといえる。また、国の示した実施要綱に示されていないものは実施できないというような場合、地域の実態に合わせて実施ができないということになる。

また、国から地方自治体への補助金によるコントロールは、社会福祉協議会の事業にも影響している。都道府県地域福祉推進事業費にある地域福祉権利擁護事業について、「対象経費が一部限定されていることから(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限られている。)、生活保護受給に至らない低所得者(年金生活者等)の中には、利用料の負担が困難なため、当該事業の利用を断念しているケースが見られている。」(同報告書、p11)とある。また、生活福祉資金貸付事業について「対象経費及び基準額が在宅福祉事業費補助金交付要綱により定められている。市町村社協事務費や民生委員実費弁償などは、規模、実施内容にかかわらず一律に定められており、実態に即した合理的な制度運営とは言えない状況にある」(同報告書、p11)

国から地方自治体への補助金のあり方が、民間団体である社会福祉協議会の事業においても、国庫補助負担金という形で制約を受けている。本来、地域の状況に応じて柔軟に対応することができるはずの社会福祉協議会の事業が補助金という形で事業が制限、制約を受けていることも課題であるといえる<sup>3</sup>。

地方改善事業費補助金は、隣保館運営に係る補助金で あるがこれを見ても同じ傾向が見られる。「『地域交流促 進事業実施要領』において国庫補助金の補助基準が細か く定められている。例えば、『休日開館事業』では、土 日祝日に開館する日数を月2回以上と定めたり、『交流 促進講座開催事業』では、講座を1か月当たり、1回2 時間程度おおむね3回実施するよう決めている。この ことは、地域における柔軟な対応の阻害要因となってい る。」(同報告書, p17),「隣保館運営等事業費補助金に ついては、隣保館の運営体制(職員配置)等により補助 基準額が一律に定められており、館の事業実施状況に応 じた配分ができない。そのため、積極的な事業展開をし ている館とそうでない館が同じ補助金額になるなど,不 公平な状況となっている。」(同報告書, p17),「事業ご とに基準額が決められている。その結果、例えば隣保館 デイサービス事業の規模を拡大しようとしても基準額以 上は市町村が全額負担しなければならず、現状としては

基準額以内に事業活動が押さえられてしまい,地域の実情にあったより幅広い隣保館活動の展開が困難な状況である。」(同報告書, p17)とあった。

「地域交流促進事業」に関しては、国の定める基準に沿った運営が求められていることを指している。「休日開館事業」における「月2回以上」という規定は、「月に2回」を国全体の最低限として位置づけているといえる。月2回のという回数の根拠については議論があるといえるが、このような規定をはずしてしまうと、休日開館の実情が地域によって異なるということが起こってしまう。

隣保館については、一律の補助金交付に対する意見であるといえる。今回は取り上げていないが、事務の煩雑さに関する意見も多く見られ、実情に応じた補助金交付となると提出書類の増加など事務量の増加が見られ、また交付時期が遅くなったり、年ごとの交付額が変わり、予算が立てにくいなどの課題が出てくると考えられる。一律の補助金交付は、類似する内容を実施するという前提になっているといえ、一般財源化することによって、サービスの内容を決め、予算を配分することができるといえる。また、隣保館デイサービス事業などについて、補助金を上回る事業を展開するには、地方自治体が単独で経費全額の予算をつけることになることを指摘するものである。これは、「超過負担」と呼ばれるものである。

児童育成事業費補助金では,次のような指摘がみられ た。「放課後児童健全育成事業においては影響が大きく, 例えば10~19人の小規模クラブでは開設日数281日 以上が要件となっており、人口過疎地域にとっては不 利な取扱いとなっている。障害児の受入加算について も、2人以上受入れ、281日以上開設が要件となってお り、地域の実情に合った取組を阻害している。」(同報告 書, p36), 「特別保育事業については, 現行の補助制度 においては、地域子育て支援センター事業は週5日の開 所や専任職員の配置が要件とされ、また、休日保育事業 は年365日の開所が要件とされており、基準に適合しな い限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事 業執行ができない状況にある。」(同報告書, p36),「単 独保育施策(いわゆる保育室・保育ママ等)で保育され ている児童について, 国の定義では, 待機児童数に含め ないこととされており、国としても待機児童解消のため 保育室・保育ママ等の役割を認めているが、資格要件や 保育所との連携等の画一的基準から、こうした単独保育 施策が家庭的保育事業に移行できず、地方の創意工夫が 活かされない状況にある。」(同報告書, p36)とあった。

放課後児童健全育成事業は、補助金によって柔軟な運営ができなくなっている事業であるといえる。特別保育事業は、国の定める「最低基準」に関する事項であるといえる。例えば、地域子育て支援センターについては、週5日の開館が規定されているが、これを下回ってもよいということになった場合、地域によってサービスの状

況が異なるということになってしまう。職員が専任である必要があるかどうかは、専任でなくても保育士を有していればよい、というように置き換えることは可能であると考えられるが、サービス実施の頻度に関しては、一定のルールが必要であると考える。

単独保育施策については、複数ある事業の関連性が問われている。待機児童を減らすという方向で複数事業が存在し、その地域に応じた事業を展開できないという課題であるといえる。これについては、補助金を統合するなどして、地域の実情に応じて対応できるように仕組みを変える必要がある。

母子家庭等対策補助金については、次のような記述が見られた。「DV被害を受け、離婚は成立していないが、別居を余儀なくされている女性などは、母子家庭の母と同様の支援を必要としている。しかしながら、母子家庭の母が対象となる給付金事業や日常生活援助事業等について、DV被害女性等は、対象からはずされており、実情に合わせた有効な支援策を行うことが難しくなっている。(就業・自立支援センター事業については、条件が一部緩和された。)」(同報告書、p23)。

これは、制度の狭間についての指摘であるといえる。 事業を創設した時点では想定していなかったニーズ、ここではDV被害を受けた女性に対する支援ができないか、というものである。次に挙げる婦人保護事業との関係もあり、このような現場の実態が補助金のあり方の改善につなげていけるような仕組みをつくることも必要であるといえる。

婦人保護事業費負担金においては、次のような指摘が見られた。「DV被害者の保護支援については、安心と安全に関わる事業であるため、全国一律の一定以上の保護体制の確保が必要とされ、国庫負担金基準が定められている。そのため、婦人相談所利用者個々に応じた自立支援が柔軟に図れない。」(同報告書、p25)、「婦人保護事業の国庫負担金については、交付要綱により負担基準が細かく定められている。例えば、一時保護所において、同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置には、1日平均4人以上の乳幼児が在所しなければならず、収容規模の小さい保護所にとっては、実情に合わない条件となっている」(同報告書、p25)とある。

DV被害者の保護については、全国一律の保護体制と国庫負担金の基準について認められているが、このため、利用者1人ひとりに合わせた自立支援ができないということであった。具体的な記述はなかったが、保護の体制(例えば、人員配置)が不十分であるということならば、その基準の引き上げ(ナショナルミニマムの引き上げ)を訴える必要があると言える。

一時保護所の事例については、負担金の交付基準が実態に合っていないといえ、この点は、負担金のあり方を 見直すよう国に働きかける必要があるといえる。

生活保護費補助金については、地方交付税との関連に

ついての意見が見られた。「通常のケースワークに係る 経費は総務省所管の地方交付税の措置があることから補助対象外とされているところだが、例年通知により定められている交付方針においては、例えば、電話代、金融機関等照会手数料、新規ケースの収入・資産・扶養義務に係る関係機関調査経費など、通常業務及び適正化推進事業の区分が明確でない経費についても一律に補助対象外としている。このように補助金に介在する省庁間のタテ割りの影響で所要経費と補助金の間に齟齬が生じ、地域の実情に応じた事業実施が困難となっている側面がある。」(同報告書, p26)とある。

補助金で行う事業についての経費が補助の対象外とされているところについての指摘である。地方交付税では、当該補助金を受けているかどうかに関わらず、生活保護を実施する上で必要となる経費をみているといえる。補助金を受けて事業を実施することにより増加する経費については、補助の対象としなければ、市町村の持ち出しとなってしまう。

全国である程度、画一的な事業を提供することを考えると、地域交流促進事業のように実施要領によって規定をしていく必要があるといえる。しかしながら、利用者がいない状況であっても、開館しなければならないということや、講座の時間が限定されるなどということを考えると、柔軟な対応を阻害しているといえる。隣保館に対する補助金については、この点を別の角度から指摘しているといえる。定額補助金の場合、実施内容に関わらず補助金が支給されることになり、事業内容が反映されないと、このような不公平感につながると言える。

また、放課後児童健全育成事業や児童クラブの補助金に見られるように、交付金額を決める基準となる利用者数などが大きな括りとなっているため、柔軟な事業の実施を阻害している事態もある。定員や登録者1人あたりで計算するということになると事務は煩雑になるが、交付基準に合わせて利用者を決定するというのは本末転倒であるといわざるを得ない。

介護予防・地域支え合い事業や、隣保館事業については、地方自治体の超過負担の問題であるといえる<sup>4</sup>。補助金の算定対象が実態よりも小さいため「上乗せ」、「横だし」の負担を強いられるというものである。隣保館については、事業そのものは補助金の対象となっているが、補助金の額が決められているため、事業を拡大するためには、地方自治体での「上乗せ」の超過負担であるといえる。

これに対して、介護予防・地域支え合い事業では、条件によっては事業そのものが補助金の対象とならず、自治体の独自事業として実施することになる。これは事業の「横出し」による超過負担であるといえる。補助対象となる事業を明確にすることは必要であるといえるが、関連する事業を一律に対象外とするのは、事業実施による効果を下げてしまうともいえる。

国庫補助金による補助額は、国の定めるミニマムもしくは、スタンダードであると捉え、地方自治体が独自に「上乗せ」、「横出し」していると考えると「超過負担」にはあてはまらないともいえるが、国の示した要綱などに合わない事業は補助の対象外となる(例えば、地域交流促進事業)となるため、地方自治体の判断を制約しているといえる。

#### (3) 「三位一体の改革」の結果

「三位一体の改革」では、削減した国庫補助負担金の分を税源移譲で賄うこととされた。具体的には、国税である所得税を地方税である個人住民税に振り替えることで、個人の納税額を変えることなく、地方の税収入を増額させることとなった。納税者から見れば納税先が変更になったということになる。

ここで、注意しなければならないのは、地方自治体間での財政力の違いである。労働力人口の集中する都市部の市町村は比較的財政力があるが、中山間地の市町村は、税収が十分ではない。表1は、市町村の規模別の財

団体区分	0.30 未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		台	計	財政力指数 平 均
		%		%		%		%		%	
都道府県	5	10.6	23	48.9	17	36.2	2	4.3	47	100.0	0.52
市町村	460	25.9	416	23.4	724	40.7	177	10.0	1,777	100.0	0.56
政令指定都市	_	_	_	_	12	70.6	5	29.4	17	100.0	0.87
中核市	_	_	1	2.6	30	76.9	8	20.5	39	100.0	0.84
特例市	_	_	_	_	28	65.1	15	34.9	43	100.0	0.92
都市	37	5.4	167	24.4	395	57.7	85	12.4	684	100.0	0.68
中都市	_	_	9	5.5	109	66.5	46	28.0	164	100.0	0.87
小都市	37	7.1	158	30.4	286	55.0	39	7.5	520	100.0	0.62
町村	423	42.6	248	24.9	259	26.1	64	6.4	994	100.0	0.45
合 計	465	25.5	439	24.1	741	40.6	179	9.8	1,824	100.0	0.56

表 1 財政力指数段階別の団体数及び構成比

(注)「財政力指数」は、平成18、19、20年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

出典:「地方財政白書 平成22年版」より筆者作成

政力指数を見たものである(表1)。財政力指数は、後述する地方交付税の算定基準となる「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で割った数値の過去3年間の単純平均である。この2つの項目については、後述する。財政力指数が1以上となると、国の基準で見たときに財政需要を満たすだけの歳入があるということになる。

都道府県で見ると、2つが財政力指数で1以上となっている。この2つとは、東京都と愛知県である。しかし、2010年の地方交付税算定時においては、愛知県は地方交付税交付団体となっている。市町村を見てみると、財政力指数が1を上回るところは、177市町村(10.0%)に過ぎない(カッコ内の数値は構成比)。市町村の規模別にみると、政令指定都市で5(29.4%)、中核市で8(20.5%)、特例市で15(34.9%)は財政力指数が1を上回る。中都市では46(28.0%)が財政力指数1を上回るのに対して、小都市では、39(7.5%)まで下がる、さらに町村では、64(6.4%)まで下がってしまう。町村においては、財政力指数が0.30未満のところが423(42.6%)となり、小規模な自治体ほど、地方税収入だけでは標準的な行政サービスを提供するだけの財源がないといえる。

この数値を見ても、地方自治体間の財政力に違いがあることがわかる。このため、財政調整機能をもつ地方交付税制度が重要となってくる。地方交付税は、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合5を地方自治体に交付することによって、地方自治体間の財政力の違いをゆるやかにし(財政調整機能)、地方自治体の財源を保障することによって一定の行政サービスを受けることを可能にしている(財源保障機能)制度である。また、地方交付税は、一般財源として位置づけられており、使途は限定されていない。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分けられている。特別交付税は、大規模な災害時などの財政需要に対するものである。地方自治体間の財政調調整は普通交付税によって行われていることになる。本稿では、普通交付税に限定して述べていく。

普通交付税が交付されるかどうかについては, 基準財政需要額に対して基準財政収入額がどの程度あるかということで決定される。

基準財政収入額は、地方自治体が独自で地方税を増減していないものとして、また法廷外税を徴収していないものとして、当該地方自治体に入ってくるであろう歳入の75%に相当する額となっている。

基準財政需要額は、架空の「標準団体」<sup>6</sup>を基に行政規模を設定し、行政項目ごとの財政需要を算出する。そのうち、特定財源として入ってくる分を差し引いた上で、1測定単位あたりの「単位費用」として割り出す。地方交付税の基準となるのは、あくまでも国の示した基準であり、個々の地方自治体の予算もしくは決算の状況によって計算されるものではないことに留意する必要がある。

国庫補助負担金は、すべて使途が限定された特定財源である。国庫補助負担金が廃止されることを「一般財源化」と呼ぶのはこのためである。また、廃止時においては、地方交付税の基準財政需要額に算入し、地方自治体としての財源は保障されることとなる。

基準財政需要額は、国の定めた「ミニマム」であるともいえる。特に、国庫補助負担金の削減は、地方分権に必要であることとされる。地方交付税の算定基準となる、基準財政需要額の根拠も実態にそぐわないものであるが、地方交付税は一般財源であることに注目する必要がある。どのような事業をどのような内容・水準で行うかを地方自治体によって決められるということである。国庫補助負担金の問題を解決するように見られるが、地方交付税化したことによって、社会福祉サービスの財源が確保されるかどうかの保障はないといえる。

「三位一体の改革」について、社会福祉領域については、生活保護に対する国庫負担金の負担割合の引き下げが提案されたが、これは見送られた。

また、2005年度に養護老人ホーム等保護費負担金が 廃止となり、一般財源化(地方交付税の基準財政需要額 への算入)された。

2006年度にはさらに児童手当国庫負担金を3分の2から2分の1へ $^7$ ,児童扶養手当給付金負担金を4分の3から3分の1へ,介護保険の国庫負担(介護給付費等負担金)のうち,施設等給付費については,100分の20を100分の15にするなどの改訂が行われた。

住民の視点から見ると、給付の財源が変わったのみで、あまり大きな変化がなかったように見える。その結果について澤井は、「『地方交付税モラルハザード論』を振りかざして地方財政を抑制することを第一の課題とする人々の妥協と、補助金を所管する各省の抵抗や、逆提案などによって、結果としては分権と自治を確立するための改革とは遠いものになったと言わざるを得ない」としている(澤井, 2006)。

## 4. 結び

1980年代後半の国庫補助負担金の削減については、社会福祉サービスの質的・量的低下という危機感のあったところであるが、三位一体の改革による国庫補助負担金の削減については、地方分権という流れの1つとして位置づけられていたためか、社会福祉関係者においてはあまり大きな問題として取り上げられることはなかった

これは、福祉の計画化によって、社会福祉サービスが計画的に整備・充実されてきているということも背景としてあると考えられる。

しかし、社会福祉サービスが市町村単位で実施される ようになり、さらに地方分権が進み、一般財源化が進む と、地方自治体がサービスのあり方についてさらに裁量 権を持つことになる。国の規定がない分、地方自治体間でサービスの質、量に差が生じる可能性もある。

社会福祉法第4条によって「地域福祉の推進」が示されている。この条文の冒頭に「地域住民」が出てくる。地方分権によって、地方自治体の裁量が大きくなったということは、住民自らが発言し、地方自治に関わっていかなければ、住民の住みやすい地域の実現は難しいということである。

国から地方自治体に渡される財源の一般財源化(地方交付税化)は、地方分権の流れの一環である。しかし、地方交付税の総額は抑制されているのが現状である。これは、社会福祉サービスのみならず行政サービスの「ナショナルミニマム」の確保という視点からみると、財源が確保されていないという状況であるとも言える。

住民が社会福祉サービスに関心を持ち,地方自治体の政策に反映させていかなければ,自治体間格差が広がる可能性がある。この点で,地域福祉の推進に向けた取り組みが重要であるといえる。ボランティア活動や寄附といった直接行動することを支援することも必要であるが,社会福祉財政の視点から見た場合,地方自治体の行財政にも関心を持ち,声を出していくことが必要であると考えられる。

三位一体の改革による影響は、長期に渡ってその影響を考察する必要がある。地域福祉計画を柱とした地域福祉の推進を図る地方自治体において、今後、三位一体改革による地方自治体財政、特に社会福祉財政に対する影響について、その背景を含めて研究する必要があるといえる。

## 参考文献

土井丈朗,中里透(1998)「国債と地方債の持続可能性」 『ファイナンシャル・レビュー』第47号, p76-p105。

林宏昭(2004)「三位一体改革と地方の行革」『会計検査研究』No. 29, p71-p82。

澤井勝 (2006)「国庫補助負担金とその改革」『地方財務』, No.624, p25-p33。

右田紀久恵, 里見賢治, 平野隆之, 山本隆 (1989) 『福祉財政論』ミネルヴァ書房。

## 参考資料

地方六団体 (2005)「国庫補助負担金制度に関する共同調査結果の結果について」

(出所: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kunitotihou/dai9/9siryou7.pdf)

総務省編(2010)「平成22年版地方財政白書」日経印 刷

#### 注

- 1 地方六団体は、同報告書において「三位一体の改革が 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革となるよ う」(p1)、補助金等の廃止・一般財源化を主張して いる。このため、国庫補助負担金に関する整理も消 極的な側面が強調されていることに留意する必要が ある。
- 2 アンケート結果のうち、社会福祉サービスの提供に 関する補助金に限定し、施設整備に関する補助金は 取り上げられていない。また、この調査は2004年の 実態を示しているが、障害者福祉分野では、2006年 に障害者自立支援法が施行されており、調査時点と 現在の制度が大きく異なるため除外している。
- 3 この調査においては、回答した自治体名は伏せられていたため、当該事業を実施する社会福祉協議会が どのような対応をしているかはわからない。
- 4 社会福祉サービスの「超過負担」の問題については「摂 津訴訟」を見る必要がある。摂津訴訟は、保育所建設 に対する国庫負担金の支出が十分でなく、違法であ るとの訴えであった。本稿で用いる「上乗せ」、「横出 し」の捉え方は、摂津訴訟のそれとは異なる。しかし ながら、国庫補助負担金の基準の低さと補助の画一 性という点で見ると、「上乗せ」「横出し」という問題 は同質と考える
- 5 2010年度において、地方交付税の財源は、所得税・ 酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たば こ税の25%となっている。地方交付税制度そのもの の課題もあるが、本稿ではその点については触れな いこととする。
- 6 地方交付税法第2条第6号にある,「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費」は,「標準団体」と呼ばれる架空の自治体から算出される。この「標準団体」は,市町村では,人口は10万人で39,000世帯が暮らし,面積は160平方キロメートル,道路の総延長距離が500キロメートルというように設定されている。
- 7 2010年度より、児童手当に加え、子ども手当が支給されることになった。2010年度は、児童手当分は、従来どおりの財源となっている。子ども手当として対象が増えた部分は全額国庫負担となっている。